

道路公社契約後V E 試行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、道路公社が発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後V E 方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 契約後V E 方式の対象となる建設工事は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の対象となる工事又は一般競争入札方式で調達する工事のうち、施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものを対象とすることとし、工事規模、技術特性等を勘案して決定するものとする。

なお、対象とされた工事については、契約後V E 方式であることを契約書で明記するものとする。

(提案を求める範囲)

第3条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実状に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

(提案の提出期間等)

第4条 V E 提案の提出を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし、適宜対応することが出来るものとする。

(提案の審査・採否等)

第5条 V E 提案の審査及び採否等については、道路公社技術審査会で行うものとする。

- 2 提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

(提案の採否の通知)

第6条 V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(V E 提案を採用した場合の設計変更等)

第7条 V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を計上するものとする。

4 V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案の評定)

第8条 V E 提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、別途定める評定要領に基づき、道路公社技術審査会において評定を行うものとする。

(提案内容の活用と保護)

第9条 評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。なお、この旨を入札通知書、技術資料作成要領、特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(責任の所在)

第10条 発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を入札通知書、技術資料作成要領、特記仕様書等において記載するものとする。

(入札公告等に明示する事項)

第11条 V E 提案を求める場合において、入札公告又は技術資料の収集に係る掲示及び特記仕様書に次の事項を加える。

(1) 入札公告又は技術資料の収集に係る掲示

ア 契約後V E の試行工事であること。

イ 詳細を特記仕様書で明記していること。

(2) 特記仕様書

ア 本要綱第3条、第5条第2項、第6条、第7条、第9条及び第10条に関すること。

イ V E 提案を提出する際の様式

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。